

少額資産の仕訳 & 摘要欄

・記載例集



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

少額資産の仕訳＆摘要欄・記載例集

【金額別・判定フローチャート】

取得価額（1セットあたり）によって処理方法が異なります。

取得価額	処理方法	勘定科目（例）
10万円未満	全額を経費計上	消耗品費
10万円以上～20万円未満	3年で均等償却（一括償却）	一括償却資産
30万円未満	全額を経費計上（特例）	工具器具備品（※）
30万円以上	法定耐用年数で減価償却	工具器具備品

※特例を使う場合も、一度資産科目に計上してから即時償却する形が一般的です。

少額資産の仕訳＆摘要欄・記載例集

【重要】少額減価償却資産の特例（30万円未満）

青色申告を行う中小企業者等に限り、30万円未満の資産を「購入した年度に全額経費」にできます。

- ・適用期限：令和8年（2026年）3月31日まで延長されています。
- ・上限枠：年間合計300万円まで。
- ・注意点：固定資産税（償却資産税）の申告対象にはなります。

少額資産の仕訳＆摘要欄・記載例集

実践！仕訳と「摘要欄」記載例

特例を適用して、25万円のパソコンを購入した場合の仕訳です。

決算書や確定申告書（別表）で特例適用を明示するため、摘要欄への記載が必須です。

1. 購入時の仕訳（直接減額する場合）

勘定科目は「消耗品費」でも処理可能ですが、資産管理の観点から「工具器具備品」とし、同額を償却費計上する方法が推奨されます。

借方	金額	貸方	金額
工具器具備品	250,000	現金預金	250,000
減価償却費	250,000	工具器具備品	250,000

少額資産の仕訳＆摘要欄・記載例集

2. 摘要欄（元帳）への記載ルール

税務署に「特例を使います」と伝えるため、以下の文言を必ず記載してください。

【摘要欄記載例】

PC購入（措置法67条の5）

※「措置法67条の5」という条文番号を入れることで、少額減価償却資産の特例適用資産であることを明確にします。